

[様式1]①

部局名		市民環境部	部局長名	歌津 京子	令和6年7月1日 現在
部局の経営資源	職 員 数 (人)		6月補正後予算額 (千円)		令和6年度中に策定予定の計画 (根拠法令等)
	正 職 員	80	一般会計	3,269,529	日向市地球温暖化防止対策実行計画 (地球温暖化対策の推進に関する法律) 第3向日向市環境基本計画 (日向市環境基本条例)
	再任用職員	14	特別会計	7,874,454	
			前年度繰越額(千円)		
	会 計 年 度 任 用 職 員	39	一般会計	14,556	
	任期付職員	7	特別会計		
総合計画に基づく部局の経営戦略	【基本姿勢】 市民環境部は、第2次総合計画後期基本計画の基本目標である「市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち」、「自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち」、「市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち」づくりを推進し、当該計画の将来像である「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる 元気なまち」の実現を図ります。				
	【総合計画・基本理念】 市民環境部は、第2次総合計画後期基本計画の全ての分野で尊重される基本理念である「全ての人の人権が尊重されるまちづくり <人権尊重>」、「市民との協働による市民が主役のまちづくり <市民協働>」、「地域力の活用による自立したまちづくり <地域力活用>」の実現を図ります。				
	【総合計画・基本目標】				
	2 市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち				
	2-6 社会保障制度の安定運営				
	○ 国民健康保険制度において、保険税の収納率向上や国・県補助金の確保等による適正な運営を図るとともに、被保険者の疾病予防、医療機関の適正受診、ジェネリック医薬品の利用促進等による医療費の適正化対策の推進に取り組みます。				
	○ 後期高齢者医療制度において、宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携した適正な運営を図るとともに、医療費の節減に向け、健康診査の受診率向上やジェネリック医薬品の利用促進等に取り組みます。				
	○ 国民年金制度の適正な運営のため日本年金機構と協力連携し、同制度の啓発活動を推進するとともに、各種年金相談に対してきめ細かな対応に努めます。				
	4 自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち				
	4-3 安全・安心な生活環境の確保				
○ 市民ボランティアや警察などと連携しながら、安全で安心な生活環境の確保に向けて、地域防犯・交通安全の啓発活動を推進します。					
○ 市民からの相談や要望などについて、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。					
4-4 循環型社会の実現					
○ 循環型社会の実現に向けて、「日向市ごみ処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の発生抑制、減量化及び資源化に取り組むとともに、分別の徹底や廃棄物の適正処理を推進します。					

[様式1]②

令和6年度 部局経営方針

部局名	市民環境部	部局長名	歌津 京子	令和6年7月1日 現在
総合計画に基づく部局の経営戦略	4-5 自然環境の保全と活用 ○ 自然環境や生活環境を保全するため、第2次「日向市環境基本計画」に基づき、市民や事業所等と連携した環境保全活動や河川の水質汚濁防止に取り組むとともに、公害防止に向けた意識向上を図ります。 ○ 脱炭素社会の実現に向けた「日向市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、「省エネルギー・省資源の推進」「再生可能エネルギーの導入」「陸と海の二酸化炭素吸収量の維持」に努めます。 6 市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち 6-3 市民に信頼される行政サービスの提供 ○ 市民に開かれた市役所を目指し、正確で迅速・丁寧な窓口サービスの提供に努め、窓口の利便性の向上を図ります。 6-5 未来につなげる財政運営 ○ 市税について、市民の公平負担の観点から、適正な課税と徴収、債権管理に努めます。			

様式1－2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【市民環境部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	代表的な指標 (KPI)	施策の内容	所管課 R6 予算 事業名	R6現状と課題	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	令和6年度 成果指標					事業内容と成果	事業を進める上での課題	課題を踏まえた今後の方針・方向性
											指標の説明	目標値	単位	実績値	達成状況			
1	3	笑顔の社会づくり	6	市民アンケート調査で「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と答えた割合 【R1】75.4% ↓ 【R6】80.0%	1 ごみ等の排出が困難な世帯に対し、戸別収集「まごころ収集」によるごみ排出の支援を行います。 2 ごみ収集時に安否確認を行うなど、見守り活動の充実に取り組めます。 3 ごみ等搬出が困難な世帯に対し、分別方法の説明を行い、日常生活の自立を促します。	環境政策課	まごころ収集におけるサービス利用者の緊急時の対応について課題が明確になりました。今後は、サービス利用者と関係機関との連携体制を整備し、課題解決を図る必要があります。また、収集時に声をかけを希望しない世帯の対応を関係機関と協議します。	ごみ等の排出が困難な高齢者世帯等に対し、週2回(火、金)の定期収集を実施し、高齢者等の見守りと日常生活の支援を行います。業務中にサービス利用者の異状等を発見した場合、速やかに対応できるよう関係機関との連携を密にし緊急時の連絡体制を整備します。	週2回(火、金)のまごころ収集を実施し、高齢者等の見守りと日常生活の支援を行います。関係機関と緊急時の連絡体制の構築や、連携についての協議を行います。	週2回(火、金)のまごころ収集を実施し、高齢者等の見守りと日常生活の支援を行います。サービス利用者が増加する都度、関係機関との協議を実施し連携体制を構築します。	①サービス利用世帯数 ②連携体制の構築が完了したサービス利用世帯の割合	① 70 ② 100	①世帯 ②%	①65 ②100	A A	ごみを排出することができない高齢者等の衛生的な生活環境づくりを支援できました。 まごころ収集時に高齢者等の健康確認を実施しました。	今後、対象者が増加した場合の対応を検討する必要があります。 ごみ収集時に対象者の安否確認ができない場合があり、対応に苦慮しています。	市の福祉事業として継続していく必要があります。 関係機関において緊急時の連絡体制を整え、連携して対応する必要があります。
2	3	自然が暮らせる地域づくり	1	自然に親しむ環境づくり	2 環境に関する学習会や自然環境の保全活動を支援します。	環境政策課	河川モニターの高齢化、固定化が進んでおり、あり方も含めて検討が必要です。また、保存樹の枯死状況が顕著になっているため、保存樹の適正な解除をする必要があります。クリーンアップ日向の参加者の高齢化が顕著となっているため、幅広い年齢層への呼びかけが必要です。	河川環境モニターの監視活動、小学生による水辺環境調査、クリーンアップ日向の実施、保存樹等の管理に対する補助及び指導・解除の簡素化、ボランティア清掃活動の支援を行います。	河川環境モニターによる監視活動を行います。水辺環境調査を実施します。保存樹、保存樹林の管理への支援を行います。ボランティア清掃実施者に対し、軍手やごみ袋を支給します。また、支給についての周知拡大を図ります。クリーンアップ日向について、関係機関等に広く周知します。	河川環境モニターによる監視活動を行います。水辺環境調査を実施します。保存樹、保存樹林の管理への支援を行います。ボランティア清掃実施者に対し、軍手、ごみ袋を支給します。また、支給についての周知拡大を図ります。クリーンアップ日向を実施します。	①河川環境モニター活動報告件数 ②水辺環境調査の実施回数 ③クリーンアップ日向参加者数	①156 ②7 ③600	①件 ②回 ③人	①156 ②3 ③752	①A ②C ③A	河川モニターによる監視活動やクリーンアップ日向での海岸清掃活動を実施することで、自然環境の保全が図られました。	河川監視モニターの高齢化が顕著であることから、世代交代も検討する必要があります。また、世代交代へ向けての協議を行います。また、クリーンアップ日向についても、海岸清掃のみならず、公園や地区周辺の清掃など市民全員が参加できる仕組みが必要です。	河川監視モニター継続の意思確認を行いつつ、世代交代へ向けての協議を行います。また、クリーンアップ日向についても実施方法等も含めて検討し、市民が参加しやすい取組を目指します。
5	4	自然が残る美しいまちづくりプロジェクト	5	適切なごみ処理の促進	1 不適切なごみの排出に関する指導を行います。	環境政策課	不適切ごみの調査及び指導においては、一時的な改善は見られるものの、啓発件数の減少傾向は見られません。	排出者が特定された場合の戸別指導や啓発活動を実施しました。	啓発指導を継続します。	啓発指導を継続します。	個別指導件数	2,500	件	1,895	A	不適切なごみの排出者が特定できた場合は、その都度、個別指導を実施しました。また、排出者の特定につながらない場合は、周辺に世帯に啓発チラシの配布等を行いました。	個別指導を継続して実施してきた効果から、指導件数は年々減少しており、目標値を令和5年度実績(2,773件)の1割減である2,500件と設定しましたが、さらなる減少に繋げることができませんでした。目標は達成されていますが、不適正排出の根本的な解決には至っていません。	不適切なごみの排出に対する、より効果的な啓発指導の方法等について検討します。
6					2 不法投棄の防止に向けた啓発を行います。	環境政策課	各所において違法な不法投棄の発生が顕著になっています。	監視カメラや啓発看板等による発生抑止を継続的に実施します。また、廃棄物の分類により、日向警署や日向保健所との連携を図り、現地確認や原因者(不法投棄者)に対する指導を強化します。	発生個所の状況を把握し、現場に応じた啓発等を実施します。(監視カメラの設置状況) ・撮影可カメラ:5台 ・ダミーカメラ:24台	発生個所の状況を把握し、現場に応じた啓発等を実施します。	パトロール回数	200	回	350	A	不法投棄を抑止するため、定期的なパトロールを実施しました。また、不法投棄の発生が多い場所については監視カメラを設置しました。不法投棄を確認した際は、現場を調査し不法投棄者の特定に努め、不法投棄者本人へ直接指導し解決を図りました。また、監視カメラの映像から排出者の特定に至ったケースもありました。	排出者の特定につながらない不法投棄事件の発生が増加傾向にあります。	今後も啓発活動を継続するとともに、有効な取組を調査研究し、警察署や保健所との連携強化を図ります。

様式1－3 その他に取り組む重点事業

【市民環境部】

番号	基本目標名称	施策名称	具体的な施策名称	所管課	R6予算事業名	R6現状と課題	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	取組結果	今後の方向性
1	健康福祉	6 社会保障制度の安定運営	① 国民健康保険制度の適正な運営	国民健康保険課	国民健康保険事業特別会計	被保険者数は年々減少してきており、安定した事業運営を行うためには、財源を確保するとともに、医療費の適正化対策に取り組む必要があります。	収納率向上を図るため、引き続き、納税相談、催告、差押え等に取り組むとともに、納付方法の拡大として地方統一QRコード(eL-QR)に対応するシステム導入に取り組めます。 また、医療費の抑制を図るため、重複・頻回受診者に対する指導やジェネリック医薬品の利用促進等に取り組めます。	①納税相談や差押えを継続するとともに、8月の保険証切替前に、滞納者への一斉催告を行います。 ②重複・頻回受診が見られる世帯を訪問し、状況の把握や指導等を行います。 ③保険証の切替時などにおいて、「ジェネリック医薬品お願いシール」を配布し、利用促進に努めます。	①継続して、納税相談、催告、差押え等に取り組めます。 ②eL-QRに対応するシステムを導入します。 ③重複・頻回受診が見られる世帯を訪問し、状況の把握や指導等を行います。 ④保険加入時などにおいて、ジェネリック医薬品の利用促進に努めます。	納税相談、催告、差押え等に取り組むとともに、eL-QRに対応するためシステム改修を行いました。 また、重複・頻回受診者への訪問指導やジェネリック医薬品の利用促進を図り、医療費抑制に努めました。	維持
2	生活環境	7 適切な生活排水の処理	③ 化槽の合併処理及処理適正化	環境政策課	財光寺汚泥処理場施設管理運営費	老朽化による設備等の更新が急務であり、浄化センターとの共同化を推進します。	昨年度同様に、財光寺汚泥処理場で発生する汚泥を浄化センターに全量移送し、処理に係る経費の節減を図ります。	財光寺汚泥処理場で発生する汚泥を浄化センターに全量移送し、処理に係る経費の節減を図ります。	財光寺汚泥処理場で発生する汚泥を浄化センターに全量移送し、処理に係る経費の節減を図ります。	昨年度同様に、財光寺汚泥処理場で発生する汚泥を浄化センターに全量移送し、処理に係る経費の節減を図りました。	維持
3	生活環境	9 環境快適な整備住宅	③ 理衛生施設管理運営費	環境政策課	財光寺汚泥処理場改築・更新事業	老朽化による設備等の更新が急務であり、浄化センターとの共同化を推進します。	共同化に向け、現施設をし尿等受入施設(前処理施設)として更新整備(PFI等導入)するための基本設計を行います。	基本設計業務委託を発注します。	基本設計を完了します。	基本設計を完了しました。	維持

様式1－4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【市民環境部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	所管課	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	取組実績
1	市民に信頼される行政サービスの提供	広報・広聴活動の充実	市民ニーズの的確な把握	税務課	制度についての情報発信を適宜行っています。	制度についての情報発信を納税通知書等を通じて適宜行っています。	制度についての情報発信を適宜行っています。	定額減税や口座振替について市ホームページ等を活用して情報発信を行いました。
2				市民課	広報紙や市ホームページ等を通じて適宜、情報発信を行います。	広報紙や市ホームページ等を通じて適宜、情報発信を行います。	広報紙や市ホームページ等を通じて適宜、情報発信を行います。	広報紙や市ホームページ等を活用し適宜、情報発信を行いました。
3				国民健康保険課	市ホームページについて、適宜新たな情報に更新するとともに、広報紙を活用した情報発信を行います。	市ホームページの内容等を確認し、適宜更新を行うとともに、制度の変更等について情報発信を行います。	制度の変更等について、広報紙や市ホームページを活用した情報発信を行います。	市ホームページの情報更新を行うとともに、制度の変更等について広報紙や市ホームページを活用した情報発信に努めました。
4				環境政策課	ごみの排出方法等についての情報発信を市のホームページ等により適宜行っています。	情報発信を適宜行います。	情報発信を適宜行います。	広報紙や市ホームページ、公式ライン等を活用し、情報発信を行いました。広報ひゅうがにおいては、「地球共生」をテーマに隔月のコラムで年間6回の情報発信を行いました。また、台風等の緊急時におけるごみ収集情報の周知では、市ホームページや公式LINEの活用により効果がありました。
5		市民に開かれた市役所づくり	窓口サービスの充実	健康市民保険課、国民健康保険課、市民課	昼休み窓口業務を継続します。問い合わせ状況等に応じて職員を増員しながら、昼休み窓口業務を継続します。	昼休み窓口業務を継続します。問い合わせ状況等に応じて職員を増員しながら、昼休み窓口業務を継続します。	昼休み窓口業務を継続します。問い合わせ状況等に応じて職員を増員しながら、昼休み窓口業務を継続します。	問い合わせ状況等に応じて職員を増員し、昼休み窓口業務に取り組み、窓口サービスの充実に努めました。
6				市民課	年度初め、年度末休日の窓口開設を継続します。マイナンバーカードの交付率の向上を目指し、未申請者に対する啓発や施設などへの申請補助等に取り組みます。	年度初めの休日窓口を開設します。マイナンバーカードの未申請者に対する啓発や施設などへの申請補助等に取り組みます。	年度末の休日窓口を開設します。マイナンバーカードの未申請者に対する啓発や施設などへの申請補助等に取り組みます。	年度末、年度初めの時間外や休日の窓口開設を実施しました。マイナンバーカードの未申請に対して、施設などへの申請補助等に取り組み、交付率の向上を図りました。
7				環境政策課	祝日のごみの排出・収集に伴う電話対応業務を行います。	祝日のごみの排出・収集に伴う電話対応業務を行います。	祝日のごみの排出・収集に伴う電話対応業務を行います。	年間13日の祝日の電話対応業務を行い、約150件の問い合わせに対応しました。
8		情報公開と個人情報の保護	情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運用	保国市税務課、国民健康保険課、環境政策課	個人情報の保護に関する研修会等への参加を通じて、知識の向上を図り、適正な運用を行います。	研修会等に積極的に参加するとともに、個人情報の保護に留意し、適正な運用を行います。	個人情報の保護に留意し、適正な運用を行います。	研修会等を通して個人情報の保護に関する知識を深め、適正な運用を行いました。
9				環境政策課	不法投棄が継続している個所を監視カメラ等を活用し重点的に監視します。原因者が判明した場合は、日向警察署・日向保健所と連携し指導します。	不法投棄が継続している個所を監視カメラ等を活用し重点的に監視します。	上半期の成果によって、監視場所を見直しながら、監視を継続します。	年間で350回のパトロール等を実施しました。監視カメラの設置箇所数はタミエも含めて年度末時点で32箇所。令和6年度中に状況が改善し取り外した場所が4箇所ありました。

様式1－4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【市民環境部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	所管課	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	取組実績
10	未来につなげる財政運営	自主財源の確保	債権管理の推進	税務課	債権管理の各種会議、庁内検討委員会及び研修会を開催します。	債権管理関係者会議の開催 債権管理庁内検討委員会の開催 債権管理初任者研修会の開催	債権管理関係者会議の開催 債権管理初任者研修会の開催	債権管理に関する関係者会議を3回、検討委員会を1回、初任者研修を2回開催しました。
11				税務課	納税手段の維持確保や滞納の早期把握に努めます。	納税手段の周知等に努めます。 滞納把握による催告等を行います。	上半期の取組の継続します。 合同公売会への参加及び市独自の公売会の開催について検討します。	固定資産税や軽自動車税に導入しているeL－QRについて、令和7年度から市県民税（普徴）でも導入するためシステム改修を行いました。 また、日向県税事務所と共同催告を行いました。
12				国民健康保険課	滞納者への電話や文書による催告、差押え等を積極的に行うとともに、新たな滞納者への早期対応を行います。 納付方法の拡大を図るため、地方統一QRコード（eL－QR）に対応するシステム導入に取り組みます。	滞納者への催告や財産調査等を行い、調査状況に応じて差押えを行います。また、新たな滞納者への催告など、早期対応を行います。	滞納者への催告や財産調査等を行い、調査状況に応じて差押えを行います。また、新たな滞納者への催告など、早期対応を行います。 eL－QRのシステムを導入します。	滞納者への催告、財産調査、差押えを計画的に行うとともに、新たな滞納者への早期対応に努めました。 また、eL－QRに対応するためシステム改修を行いました。
13			使用料、手数料の見直し	環境政策課	市民及び事業所アンケート調査の結果を活用して各種計画を策定します。	アンケート調査の結果を取りまとめます。	アンケート調査の結果を参考に計画を策定します。	アンケート調査では、ごみの有料化反対の割合が高い結果となりましたが、今年度策定した「第3次日向市環境基本計画」の資源循環施策において「ごみ処理有料化の検討」を継続することとしました。
14			広告掲載事業の拡充	市民課	新広告付き番号案内システム運用 広告入り窓口用封筒の配布 広告入り出生届、婚姻届の配布	新広告付き番号案内システム運用 広告入り窓口用封筒の配布 広告入り出生届、婚姻届の配布	新広告付き番号案内システム運用 広告入り窓口用封筒の作成、配布 広告入り出生届、婚姻届の作成、配布	「新広告付き番号案内システム運用」、「広告入り窓口用封筒の作成、配布」や「広告入り出生届、婚姻届の作成、配布」に取り組み自主財源の確保に努めました。